



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 日本アンテナ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 瀧澤 豊
(JASDAQ・コード番号:6930)
問い合わせ先 取締役管理本部長 宇波 浩
TEL(03)3893-5221

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 56 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.定款変更の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。これに伴い、当社の定款上不要になりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要変更を行うものであります。
また、株券喪失登録簿については、「決済合理化法」施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第 194 条に規定する单元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第 10 条(单元未満株式の買増し)を新設し、これに伴う所要変更を行うものであります。

2.定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生予定日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～3. (条文省略) 4. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 (条文省略) 2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、 単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に 掲げる権利以外の権利を行使することができ ない。 (1) ～ (3) (条文省略) (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～3. (現行どおり) 4. <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び 派遣労働者の就業条件の整備等に関する 法律に基づく労働者派遣事業</u> 5. 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり) (削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式に ついて、次に掲げる権利以外の権利を行使す ることができない。 (1) ～ (3) (現行どおり) (4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第10条 <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人) 第 11 条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。<u>以下同じ。</u>)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび<u>その手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第 11 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第 12 条 当会社の<u>株主権行使の手続き</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>